

宮崎文雄 くらしの相談室
 区政、教育、
 法律、環境、雇用、福祉等
 TEL/FAX : 03-3268-3823
 メールアドレス: fmiyazaki0320@yahoo.co.jp
 URL : http://www.j-miyazaki.com
 文京区関口 1-23-6



文京区議会議員

宮崎文雄

レポート

REPORT

平成24年3月2号
 区政報告

ずーっと
 議員削減を主張し
 ボランティアを
 応援しています。

●●● 強羅文の郷の事業廃止(平成25年3月まで) ●●●

強羅文の郷は、都市からの交通の便がよく、長年にわたり多くの区民のリフレッシュの場として利用されてきました。しかし区民利用者は最多であった平成3年度の17,534人から、平成22年度の4,113人へと、年々減少しています。区民は様々なところにリフレッシュの場を求めており、1つの宿泊施設で多様化する区民ニーズに対応する事は難しくなってきました。

このように事業環境が変化する中で、耐震補強や施設改修工事等に多額の経費をさらに投入し事業を存続しても、有効かつ効率的な事業展開は期待できません。以上のことから、強羅文の郷における宿泊施設事業は、一定の役目をはたしたものとして、終了すべきとの結論に至りました。宿泊施設事業の終了時期については、耐震補強の観点からできるだけ早期に設定すべきであるが、区民への周知期間等を考慮して平成25年3月としました。

事業廃止に代わる区民への宿泊サービスとしては、民間の宿泊施設を利用した宿泊サービスの活用について検討し、また事業終了後の強羅文の郷の土地及び建物については、別途、検討を行う事になりました。



Q & A 行財政改革推進計画『素案』に寄せられたご意見及び区の考え方 (パブリックコメントより) Q 区民の意見 A 区の考え方

『ゴミ焼却炉』について

Q 文京区は都内でも少数のゴミ焼却炉を持たない区です。他の区を頼りにしては、何時情勢が変わるかわかりません。ゴミ焼却炉に対する今後の計画を知らせて頂きたい。

A 平成12年4月より清掃事業は都から特別区に移管され、ゴミの収集運搬は各区が焼却等の中間処理は23区が共同で設置する東京23区清掃一部事務組合が行っており、中間処理に関する事項は特別区長会で協議することとなっています。
 清掃工場の建設については、平成15年7月の特別区長会にて、ごみ量の減少や危機的な財政状況、中間処理をめぐる諸課題等の状況変化を踏まえ、今新たな清掃工場の必要性はない、との確認がなされています。

『公共サービスの提供～、受益者負担の適正化～』について

Q 戸籍住民課の証明書交付業務を民間『委託』との計画ですが、プライバシー保護の観点から認められません、区が引き続き行うべきです。

A 戸籍住民課の証書発行業務の委託に当たっては、『文京区個人情報の保護に関する条例』に基づき、委託業者の責務として、秘密保持の徹底を図ることを義務付けるとともに、区においても管理監督を徹底するなど、個人情報の保護について必要な措置を講じ、適切に対応してまいります。

Q 個別の『行政サービス提供に人件費を含める』という方向ですが、人件費は区総体として考えるべきではないか、3年ごとの改定について納得できない。区の基金を有効に使いましょう。

A 行政サービスは事業量と質の維持に人件費をはじめとした多くのコストがかかっておりサービスを利用される方に応分の負担をしていただくことが必要と考えております。そのため、直接人件費や維持管理経費を算定対象として原価計算を行い、あわせて、サービスの性質に応じた利用者負担と税負担との割合についても検討しています。
 また3年ごとの改定の時期を明示したものであり、改定にあたってはその時点での原価と料金とのかい離を考慮して検討をおこないます。
 なお、基金は、年度間の財源調整や今後の学校、区民施設の改修、改築等のため積み立てているものです。

保育所と公的保育制度等について

Q 認可保育所を至急、もっと作って下さい。合わせて公的保育制度を守って下さい。区民の施設の使用料や手数料は上げないで下さい

A 保育所については、平成21年度に策定した『子育て支援計画』に基づき整備を進めており、今後も待機児童の解消に努めてまいります。
 また、保育制度につきましては、今後の国の検討に留意しながら適切に対応してまいります。受益者負担の適正化は、特定の行政サービスを利

用する方にコストの一部を負担していただくことで、サービスを利用しない方との間の負担の公平を図ることを目的としています。
 料金の改定に当たりましては、原価と現行料金とのかい離についても考慮しながら検討してまいります。

『児童館及び育成室』の民営化について

Q 児童館及び育成室の事業は国や自治体など行政が直接責任をもって取りくむ施策であり、民営化すべきではありません。行政改革とは民営化、委託化する事ではないはず。

A 児童館等の運營業務については、その業務の目的や理念に十分合致したサービスを安定的に提供できる実績や能力を有した事業者が存在することを踏まえ、民間活力を活用することとしたものです。
 区でも、既に平成18年度から根津児童館と目白台第二児童館において指定管理者制度を導入し、同時に両児童館併設の育成室を児童館の指定管理者に事業委託してきました。
 これまでの運営実績は、子供の安全確保の徹底や乳幼児から就学児までの様々な年齢層を対象に創意工夫をこらした事業の実施等、保育の質を十分に確保できているものと考えております。

『学校選択制度』の実施に伴う 平成24年度了知書の回答状況について

平成24年2月16日現在

学校名	受入れ可能人数	就学通知書 発送該当人数	了知書 回答人数(A)	区域外就学 申請者数(B)	入学予定者数 (A)+(B)
第一中学校	105人	66人	34人	3人	37人
第三中学校	70人	149人	76人	0人	76人
第六中学校	105人	275人	55人	0人	55人
第八中学校	70人	51人	33人	0人	33人
第九中学校	105人	153人	72人	0人	72人
第十中学校	105人	104人	45人	0人	45人
文林中学校	105人	62人	33人	1人	34人
茗台中学校	105人	130人	46人	1人	47人
本郷台中学校	70人	142人	56人	0人	56人
音羽中学校	105人	233人	60人	1人	61人
合計	945人	1365人	510人	6人	516人

就学通知書発送該当人数は、指定校への進学及び指定校以外の学校を選択した物の合計数

健康学園、岩井学園が閉園

岩井学園閉園式典の日撮影
岩井学園玄関で



平成23年2月18日、岩井学園が70年にわたる健康学園を3月いっぱいまで閉園とする式典が行なわれた。関係者約100名が参加し、私も議長として挨拶しました。約4,000名の卒業生を輩出し、私もその一人であり、大変複雑な心境でした。

岩井学園は「肥満」「偏食」「虚弱」「アレルギー体質」「喘息」等、健康上の課題がある子供達の為の全寮制の学園です。自然が豊かな環境の中で、豊かな体験や規則正しい生活を通して心と体の健康づくりを目指してやってきました。しかし最近では入園者は約10名程度で、教職員が非常勤を含めて40名近くであった為、閉園になってしまったのです。岩井学園は喘息等の病気を治すだけでなく、全寮制による自立心を養うに適していると私は体験を通じて思っています。

今後、園舎は残し、文化財の保管場所にする予定です。私は高齢者や障害者等の為に利用すればよいのではないかと考えています。

区は健康に課題を持つ児童を対象に、岩井学園で行ってきた健康改善プログラムに替え、区内に於いて、全児童・生徒を対象とした健康教育推進事業を実施します。

モデル校は小日向台町小学校です。

来年度、柏学園移動教室は休止です

保護者の方々から、私の所に要望書が提出されていた、区立小学校の4・5年生を対象としていた柏学園移動教室及び特別支援学級合同宿泊学習の柏学園での実施を平成24年度は休止する事が決定されました。

兼ねてより教育推進部も放射性物質による環境汚染への対処として柏学園については検討していたようです。

1. 休止の理由

柏市が本年1月に全面施行された「特別措置法」の中で、柏市が汚染状況重点調査地域に指定された事を受け、柏市では除染計画を策定しています。その為、移動教室等を実施するにあたっては、学園内の放射線量を低減させるなどの対応が必要となりました。

低減対策を行うにあたっては、除去土壌等の保管及び処分等、十分な検討と綿密な計画が必要となることから、校外学習は休止とされました。

2. 代替事業

移動教室の代替事業としては、東京近郊でのハイキング、飯盒炊さん、自然観察、農業体験等の日帰りによる野外体験活動又は防災宿泊体験を実施する。なお、代替事業の内容は今後各学校で決定します。

特別支援学級の合同宿泊学習については、東京近郊の宿泊研修施設における実施を検討中との事です。

3. 今後の対応

柏学園については、放射線量の低減対策のみならず、園舎等が築後45年経過していることから、老朽化への対応や耐震補強のため、敷地内の遺跡に配慮した工事が必要となっています。したがって、平成25年以降の柏学園については、これらの事を踏まえて検討する事になっています。

活動報告

地藏通り商店街で
補助金で
防犯カメラ設置、
テープカット



第2コースピーグルに
ご要望がありましたら、
お問い合わせください。



スポーツセンターで小石川地区
防災コンクール



少年野球
若獅子杯、
抽選会あいさつ

給食 給食の放射性物質測定は継続します

行財政改革推進計画「素案」に寄せられた意見及び区の考え方についての中で、「給食について」「新年度より、区立幼稚園と小中学校の給食の放射性物質検査を毎月行って下さい」という意見に対して、区の考え方として「安心して給食を食べていただくため、昨年12月、全小中学校で提供された給食を対象に、食材を選別せず無作為に、ゲルマニウム半導体検出器による高精度の放射性物質検査を行いました。検査結果については、放射線医学の専門家から「測定値は非常に低い値であり、給食を食べることが小児と云うことを加味しても理論的には人体に影響がないものと考えられます。」とのコメントをいただいております。(この検査結果は宮崎文雄レポート2月号に掲載されております)さらに、これまで基本的には、弁当等を認めておりましたが、保護者の方々の不安を一層解消するため、新年度から保護者の判断と責任において弁当等の持参を認めることとしました。したがって、状況

等の変化がない限り、現時点では継続的に検査を実施する予定はございません。」という解答でした。

しかし、柏学園の移動教室の休止をお願いに来た「放射能から子供を守る文京父母会」の代表、中原倫子さん等から再度、この放射性物質測定の継続の要望がありました。

「食材については季節ごとによって変わっていくわけですので、少なくとも季節の変わり目には4半期に一度を目安に観測を」との事でした。

与党の幹事長さんに協力をお願いし、政治的指導のもと行政側の理解を得る事が出来、給食の放射性物質測定の継続が決定されました。

今後の測定はサンプリング検査によると思われますが、子を想う保護者のパワーが私達の心を動かした一例でありました。

これからも区民の声を行政に反映していきます。